

「第6次土浦市行財政改革大綱（案）」に係るパブリック・コメント実施要領

1 趣旨

「第6次土浦市行財政改革大綱（案）」の策定に当たり、「土浦市パブリック・コメント手続きに関する要綱」に基づき、大綱（案）を公表し、広く市民の皆様のご意見を募集するものです。

2 パブリック・コメント（意見の聴取）の対象

第6次土浦市行財政改革大綱（案）

3 意見の募集期間

平成30年12月5日（水）～平成30年12月24日（月）（必着）

4 計画（案）の公表・閲覧

- ・市のホームページ (<http://www.city.tsuchiura.lg.jp>) で周知します。
- ・計画（案）については、市のホームページに掲載するとともに、市政企画課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館で閲覧することができます。

5 意見を提出できる方

- ・土浦市内に住所のある方、又は通勤・通学している方
- ・土浦市内に事務所等のある個人・法人、その他の団体の方

6 意見の提出方法

（1）意見を記載した文書は、持参、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法により、募集期間中に氏名、住所、連絡先をご記入のうえ、下記あてに提出してください。

| | | |
|----------|--|--|
| 持参、郵送の場合 | 〒300-8686 土浦市大和町9番1号 土浦市市長公室政策企画課 | 郵送の場合は、封筒に「第6次土浦市行財政改革大綱（案）に対する意見」と記入してください。 |
| FAXの場合 | 029-822-9252 | 件名に「第6次土浦市行財政改革大綱（案）に対する意見」と記入してください。 |
| 電子メールの場合 | jimu@city.tsuchiura.lg.jp | |

（2）注意事項

- ・電話によるご意見は、聞き取り誤り等の正確性を欠くおそれがあることから、受付はいたしません。
- ・提出者の氏名、住所、連絡先が不明な意見は無効とします。また、氏名、住所、連絡先の記載があった場合であっても、「5 意見を提出できる方」の条件に該当しない場合は無効とします。
- ・提出された意見に付された個人情報については、他の目的に使用することはありません。

7 ご意見の整理

- ・ご意見の整理等については、政策企画課において行います。
- ・提出されたご意見の内容（氏名、住所、連絡先を除きます。）及びご意見に対する市の回答や考えを市のホームページなどで公表いたします。（類似のご意見については集約する場合があります。）なお、個別の回答はいたしません。
- ・公表は、後日、市のホームページに掲載するとともに、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館で閲覧することができます。

8 問合せ先

土浦市市長公室政策企画課

電話 029-826-1111（内線2497）